

高知大学 SUIJI 推進委員会規則

平成 25 年 6 月 26 日
規則 第 25 号

最終改正 令和 6 年 3 月 25 日規則第 77 号

(設置)

第 1 条 国立大学法人高知大学に、国立大学法人高知大学組織規則第 16 条第 1 項の規定に基づき、高知大学 SUIJI 推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 推進委員会は、熱帯農業に関する SUIJI (Six University Initiative Japan Indonesia) コンソーシアム（以下「SUIJI」という。）協定書に基づき、ガジャマダ大学、ボゴール農業大学、ハサヌディン大学（いずれもインドネシア共和国）、愛媛大学、香川大学及び高知大学の 6 大学の教育研究拠点が有機的に連携することにより、熱帯地域の農業発展及び自然資源の保全を図り、もって地球規模の環境問題に貢献するために結成された SUIJI の取組を推進することを目的とする。

(任務)

第 3 条 推進委員会は、高知大学 SUIJI 推進室（以下「推進室」という。）の運営及び SUIJI 事業の推進に関し、次の各号に掲げる重要事項をつかさどる。

- (1) 業務方針に関する事項
- (2) 人事に関する事項
- (3) その他運営に関する必要な事項

(組織)

第 4 条 推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（教育担当）
- (2) 理事（総務・企画・危機管理担当）
- (3) 副学長（教育担当）のうち 1 人
- (4) 農林海洋科学部長
- (5) 大学院総合人間自然科学研究科長
- (6) グローバル教育支援センター長
- (7) 推進室長
- (8) 推進室副室長

(9) その他委員長が必要と認めた者

(委員長等)

第5条 推進委員会に委員長を置き、理事（教育担当）をもって充てる。

2 委員長は、推進委員会を招集し、その議長となる。

3 推進委員会に副委員長を置き、前条第3号の委員をもって充てる。

4 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第6条 推進委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員に支障があるときは、当該委員が指名した者が、代理出席することができる。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 推進委員会に関する事務は、推進室、総務部物部総務課及び学務部国際教育支援室で処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年6月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日規則第115・116号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日規則第116号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月23日規則第118号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年7月27日規則第18号）

この規則は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日規則第103号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日規則第 86 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日規則第 53 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 10 月 3 日規則第 55 号）

この規則は、令和 4 年 10 月 3 日から施行し、令和 4 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日規則第 77 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。